

特定非営利活動法人 山梨県スキー連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 山梨県スキー連盟という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を山梨県山梨市三ヶ所902番2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、山梨県内のスキーヤー及びスキー団体等に対し、スキー技術の向上とスキー振興に関する事業等を行い、もって県民体力の向上とスポーツ精神の啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) スポーツの振興を図る活動
- 2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1) 全日本スキー連盟及び山梨県スポーツ協会に加盟し、目的推進に協力する事業
- 2) スキー競技大会等の主催及び後援並びに選手等の派遣に関する事業
- 3) スキー指導員の養成と全日本スキー連盟公認級別テスト、検定を行い公認資格を認定する事業
- 4) 公認スキー学校の審査・認定ならびに育成、指導等に関する事業
- 5) 正しいスキー技術の普及、啓発等に関する事業
- 6) スキー関係功労者の表彰に関する事業
- 7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするときは、会長が別に定める加盟申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が期日までに入会金及び会費を納入せず、納入勧告の通知を受けても納入しないときは、この法人が実施する競技会等に出場又は参加することが出来ない。
- 3 既納の会費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(脱退除名)

第 9 条 会員が、この法人を脱退しようとするときは、会長に対し理由を付した脱退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- 1) 会費を2年以上納めなかったとき。
- 2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的にそむく行為があったとき。
- 3) 前各号のほかこの法人の会員として義務に違反したとき。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第10条 この法人に、次の役員を置く

- 1) 理事 15人以上25人以内
- 2) 監事 1人以上3名以下
- 3) 理事の内1人を会長、若干名を副会長、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員等の選任)

第11条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

- 2 理事は、互選により会長を選任する。
- 3 副会長は、会長の指名により、総会の承認を得る。
- 4 理事長は、理事の互選により、副理事長は、理事長の指名により選任する。
- 5 事務局員は、理事長の推薦により、理事会で選出する。
- 6 全日本評議員、甲信越ブロック員の選出は、理事会において選考し決定する。
- 7 それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を越えて含まれることになってはならない。
- 8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、総会及び理事会の決議に基づき業務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 5 事務局員は、理事長を補佐し、庶務会計業務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しな

ければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(専門部)

第17条 この法人の業務を円滑に遂行するため、総務本部、競技本部、教育本部、その他の専門部をおくことができる。

- 2 専門部は、専門委員会をもって構成し、理事会が付託した事項を処理する。
- 3 専門部の委員は、理事会にはかり、会長が委嘱する。
- 4 専門部に関する内規は、別に定める。

(顧問等)

第18条 この法人の事業を円滑に推進するために、顧問等をおくことができる。

- 2 顧問等は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び収支決算
- 6) 役員の選任の及び解任、職務及び報酬
- 7) 入会金及び会費の額
- 8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 9) 事務局の組織及び運営
- 10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3) 第12条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は第22条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求のあったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項、第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

3) 審議事項

4) 議事経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1) 総会に付議すべき事項

2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1) 理事長が必要と認めたとき。

- 2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第12条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- 3) 審議事項
- 4) 議事経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 新規加盟金及び分担金
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生ずる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに予算が成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- 2) 資産に関する事項
- 3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産

6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、山梨県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、スキー連盟ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 秋山 隆信

副会長 跡部 義幸、 林野 旻、 水上 暉彦

理事長 川島 悠

副理事長 荻原 明人、 鈴木 孝昌、 奥脇 清治

理事 西室 泰照、 津野 正康、 清水甲子雄、 根津 聖、

武川 和正、 長谷部恵二、 中安 正議、 守屋 裕史、

大柴 俊郎、 利根川 洋、 鈴木 広光、

監事 山田 正賢、 丸山 和彦、 小林 完二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年9月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年9月末日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(但し法人設立前の「山梨県スキー連盟」加盟団体の入会金は免除する。)

(1) 正会員 入会金 10,000円 年会費 40,000円

(2) 賛助会員 入会金 10,000円 年会費 10,000円(一口)

7 スキー競技規約・その他規則規定・付随する会の会則等は山梨県スキー連盟時の物を引き継ぎ、名称等も「特定非営利活動法人」を略す事ができる。

■ 2019年10月27日 一部改正及び制定